

表1 支援事業の区分

1. 事業の区分 (対象事業)	2. 補助 対象者	3. 事業概要	4. 対象経費に対する補助率、上限
第1号事業 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業 (*1)	地方公共団体、 非営利法人等	<p>・以下の再生可能エネルギー設備の導入を行う事業。</p> <p>①発電設備 ②熱利用設備 ③発電・熱利用設備</p> <p>・地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつCO2排出削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する。</p>	<p>① 太陽光発電設備 : 1/3 ただし、以下が上限額 ア. 政令指定都市 (*3) 以外の市町村及び特別区 (*4) (これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。) : 8万円/kW ④、⑤ (*9) イ. ア以外の地方公共団体 : 7万円/kW ⑥ ウ. 地方公共団体以外の者 : 8万円/kW ⑦</p> <p>② 太陽光発電設備以外の設備 ア. 政令指定都市 (*3) 以外の市町村 (これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。特別区 (*4) を除く。) : 2/3 ⑧、⑨ イ. ア以外の者 I. 陸上風力発電・地熱発電 (バッテリー方式以外) 設備 : 1/3 ⑩、⑪ II. I以外の設備 : 1/2 ⑫、⑬</p> <p>上記再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電システムを導入する場合 ア. 家庭用 (*7) (ア). 設備費 4万円／kWh (初期実効容量) ただし、設備費の3分の1以内を上限とする。 (イ). 工事費・据え付け費 10万円または2分の1以内のいずれか少ない方の額を選定する。 イ. 業務用産業用 (*7)</p>

			(ア). 設備費 8万円／kW（定格出力） ただし、設備費の3分の1以内 を上限とする。 (イ). 工事費・据え付け費 2分の1以内
第2号事業 事業化計画策定事業	地方公共団体、 非営利法人等	・補助対象設備等の導入に係る事業化計画策定事業。 ・再生可能エネルギーを利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本計画調査、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う。	: 1/1(上限額1000万円) (*2) ①
第3号事業 温泉熱多段階利用推進調査事業	地方公共団体、 非営利法人等	・自動観測装置等の設置による温泉熱多段階利用推進に係るモニタリング調査事業。 ・既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する。	: 1/1 (上限額2000万円) (*2) ①
第4号事業 離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業 (*1)	地方公共団体、 非営利法人等、 営利法人	・本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島において、以下の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備の導入を行う事業。 ①発電設備 ②熱利用設備 ③発電・熱利用設備 ④蓄電・蓄熱設備等	: 2/3 ⑩
第5号事業 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業	地方公共団体、 非営利法人等	・バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備等の余剰熱を有効利用し、地域への面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業。	① 政令指定都市 (*3) 以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。特別区 (*4) を除く。） : 2/3 ① ② ①以外の者 : 1/2 ⑩
第6号事業 再生可能エネルギー事業者支援	営利法人 及び青色申告を行	・地域における再生可能エネルギー設備導入の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、か	① 太陽光発電設備 : 1/3 ただし、以下が上限額

事業費	っている 個人事業 主	<p>つ CO2 排出削減に係る費用対効果の高い取組に対し、以下の再生可能エネルギー設備の導入を支援する事業。</p> <p>① 発電設備 ② 热利用設備（温泉熱利用設備に限る） ③ 発電・熱利用設備（＊8）</p>	<p>ア. 中小企業者（＊5）及び個人事業主 ：8万円/kW ⑨</p> <p>イ. ア以外の民間企業 ：7万円/kW ⑩</p> <p>② 陸上風力発電・地熱発電（バタリ方式以外）設備 ：1/3 ⑪</p> <p>③ ①及び②以外の設備 ：1/2 ⑫</p> <p>④ ②及び③のうち、要件（＊6）をいずれも満たしていると認められる場合 ：2/3 ⑬、⑭</p> <p>上記再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電システムを導入する場合</p> <p>ア. 家庭用（＊7） (ア). 設備費 4万円／kWh（初期実効容量） ただし、設備費の3分の1以内を上限とする。 (イ). 工事費・据え付け費 10万円または2分の1以内のいずれか少ない方の額を選定する。 イ. 業務用産業用（＊7） (ア). 設備費 8万円／kW（定格出力） ただし、設備費の3分の1以内を上限とする。 (イ). 工事費・据え付け費 2分の1以内</p>
第7号のア事業 再生可能エネルギー シェアリング モデルシステム 事業化計画策 定事業	地方公共 団体、農 業者、農 業者の組 織する團 体、地方 公共団体	農地等において、営農の適切な継続が確保された再生可能エネルギー発電設備等の導入事業の事業化を前提とした計画策定を行う事業。	: 1/1(上限額1000万円)（＊2） ⑯

	と連携した非営利法人等及び営利法人		
第7号のイ事業 再生可能エネルギー・シェアリングモデルシステム導入事業	第7号のア事業に同じ	農地等において、営農の適切な継続が確保された再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う事業。	: 1/2 (W)
第8号事業 蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業	地方公共団体、非営利法人等、営利法人	オフグリッド型の離島以外の地域において、既存建築物（改修時も含む）に設置する業務用の蓄エネルギー（蓄電・蓄熱）設備の導入を行う事業。	: 1/2 (X)

* 1 : 第1号事業は以下の3つの再生可能エネルギー設備導入事業で構成されています。

- 1) 再生可能エネルギー発電設備導入事業
- 2) 再生可能エネルギー熱利用設備導入事業
- 3) 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入事業

第1号事業の対象の例示については、公募要領「別紙添付資料 2 補助事業実施に関する要件その他の必要な事項について」の該当欄を参照してください。

第4号事業は上記1)～3)に加えて再生可能エネルギーの活用を促進する蓄エネルギー設備導入も含まれます。

対象設備は普及段階にあり、かつ確実にCO₂排出削減が見込めるものが対象となります。研究開発要素の強い設備は対象なりません。

* 2 : 算出された額が当該額を超える場合は当該額。

* 3 : 「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）」

* 4 : 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項」に規定する東京都の区をいいます。

* 5 : 「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項」によります。

* 6 : 以下の4つの要件をいずれも満たす必要があります。

- 1) 当該事業が地方公共団体の定める地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画に位置付けられていること。
- 2) 当該事業が地域の再生可能エネルギーの普及促進、地域経済の活性化等につながることが見込めること。
- 3) 地方公共団体と連携し普及啓発がなされること。
- 4) 先進事例として他地域への普及可能性が特に優れた事業であること。

* 7 : 蓄電システムの区分（家庭用・業務用産業用）については、以下のとおりとします。

蓄電システム 機器仕様	目標価格等		
	目標価格 区分	保証年数	目標価格
4,800Ah・セル未満	蓄電容量／定格出力が2.0以上	家庭用	10年～15年以上 12.0万円～ 18.0万円/kWh
	蓄電容量／定格出力が2.0未満 4,800Ah・セル以上	業務用 産業用	- 22万円/kW

* 8 : 温泉熱以外の熱利用設備の導入は補助対象外ですが、発電・熱利用設備（熱電併給設備）のうち、発電設備に係る部分については補助対象となり得ます（熱電併給設備の共通利用設備等の取扱いについては、交付規程の第6号事業実施計画書の当該欄を参照ください。）。なお、温泉熱以外の熱利用設備に対する営利法人等への補助は、別途経済産業省が行います。

* 9 : 事業区分（対象事業）、補助対象者及び導入設備と対象経費に対する補助率、上限の関係を理解するための補助資料として、「別紙添付資料 1 支援事業メニューのまとめ表（その2）」を用意しましたので参考ください。「表 1」の補助率、上限欄の各補助率、上限値のそばにⒶからⒷまでのアルファベット文字を添えてありますが、これは「支援事業メニューのまとめ表（その2）」の補助率、上限欄のⒶからⒷに対応していますので、申請を検討している事業案件がこのまとめ表の中の、どのケースに該当し得るのかを確認してください。

* 10 : 第4号事業、第6号事業、第7号のイ事業及び第8号事業においてはリース等を利用することも可とし、その場合、補助事業者はリース会社等（設備所有者）となります。また、第6号事業の表中における太陽光発電設備の導入事業に係る補助率の上限規定は、リース等を利用する事業者（リース等利用者）をもって判断基準とします。

なお、リース等利用者が地方公共団体となる場合には、第4号事業、第6号事業、第7号のイ事業又は第8号事業を活用することになります。

また当然のことながら、地方公共団体がリースを利用する事業者となる場合は、公募申請時に、地方公共団体における会計法規上の手続きがとられていることが前提となります。

(注) 上限は上記表のとおりですが、協会が採択内示を行う際、工事内容や積算内容等を勘案し、個別に基準額（補助対象経費の限度額）を示す場合があります。